

これからの学術情報システム構築検討委員会電子リソースデータ共有作業部会内規

〔平成 27 年 3 月 31 日
制 定〕

(設置)

第 1 条 これからの学術システム構築検討委員会（以下「委員会」という。）規程の第 6 条に基づき電子リソースデータ共有作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

(所掌業務)

第 2 条 作業部会は、次の業務を遂行する。

- 一 国内刊行のオープンアクセス誌等のナレッジベースの維持管理に係る業務
- 二 国内で契約される電子リソースデータの管理及び活用に係る業務
- 三 その他電子リソースのデータの共有に係る業務

(設置期間)

第 3 条 作業部会の設置期間は、設置の日からその目的が達成されたと委員会が認めるときまでとする。

(運営)

第 4 条 作業部会の活動方針及び活動計画は、作業部会の協議を経て作業部会主査が策定し、委員会の承認を得るものとする。

- 2 作業部会主査は、委員会において作業部会の活動状況を報告するものとする。
- 3 作業部会の業務遂行において必要な場合は、作業部会委員以外の者の協力を得ることができるものとする。

(庶務)

第 5 条 作業部会の庶務は、国立情報学研究所学術基盤推進部学術コンテンツ課において処理する。

附 則

この内規は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。